



安心の広場

NPO法人高齢者・障害者安心サポートネット

理事長 森山 彰

福岡本部 福岡市中央区舞鶴3丁目6番23号
〒810-0073 サンハイツ舞鶴306号
TEL092-737-2345 FAX092-737-0500

筑紫出張所 筑紫野市二日市中央5丁目3番16号
〒818-0072 丸明ビル106号
TEL & FAX092-921-2130



目次

理事長 巻頭言	2頁	相談・学びのコーナー	9頁
広場に寄せて	3頁	会員・支援者の広場	9頁
トピックス	4頁	今後の市民後見人育成研修の実施予定	11頁
安心サポートネットの文化	5頁	告知板(寄付者紹介等)	12頁
糸島市市民後見人養成研修レポート発表	6頁		

高齢者・障害者

安心サポートネット

特定非営利活動法人 福岡県認証16 生文第20号-5

地域後見の実現を目指す

新規後見NPOの設立支援について

NPO法人高齢者・障害者安心サポートネット

理事長 森山 彰



一新コロナウイルス禍の終息の心配が見られない中、政府は、コロナ感染拡大防止と経済活動の両立を目指して、矢継ぎ早に、GoToキャンペーンや外国人の入国規制緩和に動き出した。

当法人の事業も、緊急事態宣言で特設相談所における相談業務も中断状態になったが、徐々に再開、しかし、相談件数や事件の受託件数は低い水準に止まっている。このような厳しい環境下で、適正・円滑な事業運営に尽力されている役員・会員及び支援者の皆さんには、心から敬意と謝意を表したい。

二 当法人は、成年後見制度

の活性化を目指し、「判断能力の不十分な高齢者・障害者の皆さんが、いつでも、どこでも、容易に成年後見制度を利用して安心した生活を送ることのできる社会をつくろう!」という「地域後見」の理念に基づき積極的に活動してきた。

ところで、この「安心した生活を送ることのできる社会」、即ち共生社会の実現手段である**成年後見制度**は、法定後見と任意後見の両制度がバランスよく機能することが必要である。しかし、令和元年末現在の両制度の利用率をみると、法定後見の利用者が二二・一、七九〇人に對し、任意後見は僅か二、六五二人、実に法定後見の一・二％に過ぎない。このような比率で、かりに、全国津々浦々に後見制度が普及したとしても、「地域後

見」の実現とは、到底言える話ではない。任意後見が半数以上の割合を占めて、真の地域後見と言えるのである。その理由は、我国の任意後見が、自己決定権の尊重の理念に基づき設計された制度であるのに対し、法定後見は、後見人等による代理・代行を基本としているので、自己決定権の尊重等の理念と矛盾するところがあるからである。

三 そこで、平成二十六年当法人は受任体制の基軸を法定後見から任意後見に移行することを決断した。移行する任意後見は、地域住民のニーズに適應していることが重要である。我国の超長寿社会における地域住民のニーズとは、第一に、**身体能力の減退により自立生活が困難になった場合の保護支援策**として、任意後見移行型における前段の「後見型委任契約」が、第二に、**判断能力の低下における保護支援策**として後段の任意後見契約が機能する「新任意後見移行型」に改善することであった。そのためには、

新移行型の両契約とも、身上保護重視の後見に改善を図ることとした。この改善により真に「転ばぬ先の杖」が誕生したのではないかと自負している。

四次に改善を目指したの

新規後見NPOの設立支援について



整備である。当法人は後見NPOであるから、主役は市民後見人である。その市民後見人が新移行型を円滑に受任できなければ、「地域後見」は、目的が立ちにくい。

そのためには、受任を手助けするマニュアルが必要である。このマニュアルは、

相談者に理解し易く、市民後見人にも説明し易いことが必要であるから、どの契約にも共通の仕組みや手続には、図解説明図面を用い、委任者本人の意思や選好を確認するには、本人の意思決定ができるよう、選択肢を示す質問方式を採用した。そして、再三の試行と手直しの結果、出来上がったマニュアルが、去る一〇月一日付けで通達された「**任意後見移行型の受任事務及び受任者等の報告システム指針**」である。これで、やつと当法人は、全組織をあげて新移行型の受任システムを稼働させることが可能となった。

五 このマニュアルを活用して、当法人が新移行型の受任活動に注力しても、任意後見の普及には限界がある。新たな普及・拡大策を模索しなければならぬ。その一つは、各地の養成研修で育成した市民後見人が、任意後見を普及させる方法である。他の一つは、法人後見の担い手である市民後見人を活用して、普及さ

せる方法である。後者の方法が、法人後見のメリットを十分に活かせるので、はるかに優れている。

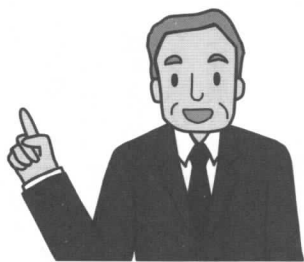
現在、地域生活支援事業や成年後見制度利用促進法の基本計画では、後見NPOの設立支援や活動支援の方針が打ち出されているが、殆ど実現を見ていない。したがって、当分の間は、自治体等の公的機関に期待を寄せることは無理である。しかし、地域後見の観点からは、新移行型かどうかを問わず、任意後見移行型を普及させるため、是非とも後見NPOの設立を促進する必要がある。微力ではあるが、当法人のような民間の力で、その端緒を開くしかない。

幸い、当法人の**安心サポートネット基金**では、後見NPOの設立当初の運用費用が、助成の対象となっている。この発想は、当法人の運営資金が欠乏していた発足当初、財団法人俱進会から二年連続で計二百万円の助成を受け、これで、「市民後見人育成研修」を開催し、成長軌道に乗ることが

できたことに由来する。

この教訓に基づいて、当法人は、安心サポートネット基金を活用して、後見NPOの設立を支援する方途を切り開いた。この方途に従って、任意後見移行型を事業目的とする後見NPOの当初の運用資金について助成する仕組みを構築し、それに応募した後見NPOに対し、当初の運用資金を助成するのである。この企画が実現し、その支援対象数が、十か二十法人程度としても、自治体や他の法人による設立支援の呼び水になれば、一つの流れができ、後見NPOの設立促進が大いに期待できると思う。

今後、当法人は、この面で、いささかなりとも貢献できたら、嬉しい限りである。



広場に寄せて

安心サポートネットの十五周年に思うこと

正会員 豊留 一



安心サポートネットの「十五周年記念誌」が、五月に発刊されました。今回の十五周年記念誌は、当法人の創立十五周年の歩みを振り返り、新しい課題を見つけて令和の新時代に進むべき道を追求するものとなっています。

私は、平成二十年に入会し、福岡本部でお世話になるようになりましたので、十五周年記念誌を手にして、初めて設立準備の経過、創成記（平成十六年～平成二十一年四月）の活動や事業展開を知ることができた次第です。

さて、安心サポートネットの十五年を簡単に振り

返ってみたいと思います。当法人は、平成十六年五月に「成年後見制度の活性化」を目標に掲げ設立されました。この目的達成のため、①「個人の尊厳の保持と自立の支援」という福祉の理念に基づく活動、②ボランティアを視野に入れた非営利活動、③専門家によるネットワークの構築と後見支援、④公的サービスの分担、という四つの活動指針が掲げられました。この活動方針は、今日まで一貫して掲げられており、当法人のバックボーンとなっています。

創成期は、新しい成年後見事業モデルの形成を目指して活動した時期と森山理事長は総括されています。後見人実務研究会が開始され、事件受託のための特設相談所が開設され、成年後見人育成研修も二回実施されました。

次の成長期（二十一年五月～二十六年四月）は、成年後見制度の活性化のために事業活動を積極的に行ってきた期でした。この期には、全国どこの地域でも、地域

で本人を支え、安心して生活できる「地域後見の実現」と、財産管理偏重が制度活性化の阻害要因となっていたことから、その是正策としての「身上保護重視の後見」の二つの基本理念が誕生しました。また、同時に、四つの活動指針と二大理念を織り込んだ処理マニュアル、「当法人における後見実務と指導システム指針」（以下、「システム指針」という。）が完成しています。二十五年には、創立十周年記念事業として、当法人の基本目標である「地域後見の実現」の記念論文集が発刊されました。

平成二十六年五月からの雌伏期（第二成長期）は、四つの活動方針と「地域後見の実現」と「身上保護重視の後見」の二大理念に基づき、且つ、安心サポートネットの文化の醸成と定着に配慮しながら、強い使命感を持って事業推進が行われましたが、事業収入や後見人等の受任が伸び悩んだ時期です。

その中で、当法人は将来を見据えて、二十六年度に

は従来の法定後見から任意後見に機軸を移行するという事業計画を決議、「任意後見研究会」において本格的にその利用促進策の検討が開始されました。

二十八年には成年後見制度利用促進法が制定され、その基本理念等は、当法人がこれまで確立した「地域後見の実現」と「身上保護重視の後見」の二大理念と同じで、基本方針として任意後見制度の積極的な活用が明記されました。

二十九年度以降は、自己決定権の尊重の理念から、重点目標を「本人が信頼できる者を後見人として選び、自己の選択する身上保護重視の後見を受けることができる」創立当初の任意後見重視の方針に回帰し、「任意後見移行型」を財産管理中心の後見から身上保護重視の新任意後見移行型への移行が図られました。この重点目標の変更に伴う研究・改善や受任資料の整備は、任意後見研究会が中心となって行われてきました。

振り返りますと、平成の

十五年間は、当法人のしっかりとした基盤づくりができた期です。令和は、それを踏まえ、「成年後見制度の活性化」という当法人の基本目標を更に発展させる必要があります。

令和における重点目標は、①任意後見移行型を基軸とした受任体制の整備・拡大、②人材の育成、③地域後見・各地域における拠点づくりとなっています。

当法人の令和における受任体制の基軸は、新任意後見移行型が担うことになり、新任意後見移行型の定着と円滑な運用は令和新时代において真っ先に取り組むべき優先課題です。

現在の高齢者が抱えておられる不安、①自らの身体能力の減退により、自立した生活が困難となる不安、②判断機能の低下により尊厳を保持し、自立した生活が困難となる不安、③死後の後始末や祭祀に関する不安に対しては、任意後見移行型＋死後事務契約を併せて締結することで解消できます。また、④相続の不安は遺言支援をすることで解消

できます。

私は、地区拠点づくりのための特設相談所において、西区の相談を担当しています。特に、子供のいない高齢ご夫婦の相談、障害のある子供さんを持つ高齢の親御さんの相談では、以前は法定後見を勧めておりましたが、新任意後見移行型でそれぞれの方を支援できる旨を説明しています。又、当法人は、身上保護重視の後見事務等を行うこと、当法人のもつ指導・監督システムを説明して信頼を勝ち得ることで受託の手応えを感じているところです。

私は、今後も業務担当として森山理事長のご指導のもと、高齢者・障害者の「安心」を追求する成年後見制度の活性化に向けて微力ながら貢献していくつもりであります。



トピックス

一人一会員獲得運動の実施について!!

推進役 (総務部)

会員の増強は、当法人の目的である成年後見制度の活性化を目指して、適正、円滑な事務処理体制を確立する上において極めて重要な要素であり、令和の新时代、更に一層、充実、発展の道をたどるためには、是非とも会員の増強を図る必要があります。

ところが、最近の会員状況をみると、正会員、賛助会員とも尻すばみの減少傾向にあり、今後が危惧されるところです。

そこで、七月二十日開催の第一四二回理事会において、会員増強策の一環として、「一人一会員獲得運動」を実施する方針が決定され、それを受け、本年八月二十七日付け日記総第一四五号通知でもって、全会員を対象として、「一人一会員獲

得運動」が実施されることとなりました。会員の皆様には、本運動の趣旨をご理解いただき、積極的に会員獲得に向けてご尽力を賜りますようお願いいたします。

なお、入会申込みに当たっては、正会員については履歴書の提出が必要ですが、賛助会員については本運動の促進を図る趣旨から、履歴書の提出は不要とされましたので、ご留意願います。

おって、入会者はその勧誘者名とともに、「安心の広場」に掲載いたします。

獲得運動による

会員名簿

(令和二年十一月三十日現在) (カッコ内は勧誘者)

正会員

正会員獲得有難うございました。

江崎幸登 様

(筑紫出張所紹介)

田中智代子 様

(廣塚道治会員紹介)

増田孝 様

(斎藤睦夫会員紹介)

賛助会員

賛助会員獲得有難うございました。

岩男澄子 様

(南武文会員紹介)

長千鶴子 様

(森山彰理事長紹介)

中垣治夫 様

(森山彰理事長紹介)

西田勝彦 様

(森山彰理事長紹介)

的場直子 様

(筑紫出張所紹介)

山田那起子 様

(山田隆一会員紹介)

正会員募集要領

① 正会員としての要件

NPO法人高齢者・障害者安心サポートネット(以下、「安心サポート」と略称)の設立の趣旨、目的に賛同し、かつ、この法人の事業の



祝 正会員・賛助会員

実施に必要な専門的知識と技能を有する者、又は、その取得に意欲を燃やし、努力を惜しまない者であることが必要ですが、その要件を満足する方なら誰でも、安心サポートの正会員になれます。なお、当法人の「設立趣意書」、「定款」その他の基本情報は当法人のホームページでご覧ください。

② 入会手続

①の入会希望者が、履歴書を添えて入会申込書を理事長に提出すれば、理事長は、この申込を理事会に付議し、その承認を得ることになります。理事会では、正当な理由がない限り入会を拒否することができません。承認があれば、その時点で入会となります。

③ 入会金、会費

(1) 入会金 金一万円

(2) 会費 会費(年)は定額会費と定率会費の二種類で、それぞれ次のとおりです。

(ア) 定額会費 金一万円

ただし、当法人以外の勤務で、八時間の職務専念義務を負う会員は金五千円

(イ) 定率会費 正会員が受

託事件に関し受け取る報酬額の二割に相当する金額

賛助会員募集要領

① 賛助会員としての要件

安心サポートの設立の趣旨、目的に賛同し、かつ、賛助会員としての義務を果たすことにより、この法人を支援しようとする方なら誰でも、安心サポートの賛助会員になります。

② 会費

賛助会員の会費(年)は、それぞれ次の通りです。

(1) 団体 一口金一万円、

何口でも可

(2) 個人 一人につき金五千円

安心サポート
ネットの文化安心サポートネット
の文化醸成・定着委
員会の活動報告

安心サポートネットの
文化醸成・定着委員会

NPO法人安心サポートネットの文化

- 第1 市民後見人としての自己研鑽・鍛錬
- 第2 支え合いによる共生社会の実現
- 第3 ニーズの把握とスピード感による適切な対応

十月二十四日(土)、第一四四回後見人実務研究会において、安心サポートネットの文化醸成・定着委員会(以下「醸成・定着委員会」という。)のメンバーにより、安心サポートネットの文化の醸成と定着に向けた具体策について、会員との意見交換会が開催されました。

この会は、醸成・定着委員会規程第四条第二項第二号で、醸成・定着委員会は、「年に一回以上は、後見人実務研究会を利用して、安心サポートネットの文化の醸成を図るため、講演会等を企画、実施する。」と規定さ

れていることを受け、開催されたものです。

第一のテーマについては樋口委員長が、第二のテーマについては豊留委員が、そして第三のテーマについては中嶋委員が、それぞれ司会進行を行い、意見交換が行われ、それぞれに理事長のコメントがありました。

第一のテーマでは、当法人が地域住民から信頼されるNPOとして育っていくためには、市民後見人としての後見マインドの涵養と、自己研鑽・鍛錬に努めることが必須であるということ、そして、その自己研鑽・鍛錬を図るため、(1)後見研に参加し、協議問題の協議を通してスキルアップを図る。(2)プロジェクトチームで専門的知識の習得を図る。(3)職務担当者となつて実践する中で自己研鑽する。(4)市民後見人養成研修を始めとする当法人主催の各種研修への任意参加、研修講師の引受けなどが議論されましたが、最も重要なことは、厳しく自分をコントロールする、「自分

を甘やかさない」気持ちを保持することだということでした。

第二のテーマでは、国の基本理念が、「新しい公共」、「共助社会」から「支え合いによる共生社会」と表現は移り変わっていますが、その根本は、「助け合い」であることに変わりなく、当法人は、取り巻く環境が厳しさを増す中で、助け合いの精神を強化してきたこと、即ち、当法人の各事業の遂行が「助け合い」、即「支え合い」の精神で実施され、会員間でも心を一にして支え合うこと、更に、地域社会の皆さんとも強力に支え合うことを目指す「共生社会の実現」が強調されました。そして、この理念の実現こそが成年後見制度の社会化と地域包括ケアシステムの構築につながるという結論でした。

第三のテーマでは、地域住民の信頼は、常に地域住民のニーズを把握し、スピード感による適切な対応の積み重ねによって初めて獲得できるもので、これこ

そ、厳しい自己研鑽と鍛錬、それに加えて「強い使命感」が必要であるということ、そして、今後の当法人の充実、発展は、この第三の文化の醸成と定着如何にかかっていると言っても過言ではないという結論でした。

今回の後見研は、会員の皆さん方が、日ごろ聞きなれている「安心サポートネットの文化」について、改めて考えてみる良い機会になったのではないかと思います。



糸島市 市民後見人 養成研修課題研究 レポートの発表

糸島市において、昨年から今年にかけて実施中の市民後見人養成研修において、「課題研究」発表の優秀作として、次の一編をご紹介します。

「期待される市民後見人として」

受講生 山崎 一枝

糸島市の成年後見制度利用者数は、令和元年九月末現在で、後見一二二人、保佐二四人、補助六人、任意後見〇人の計一五二人であり、市民にとって、成年後見制度がまだ身近なものになっていない現状があります。これは、政令市を含む福岡県内の成年後見制度利用者数が、八、八九二人であることから推察できます。

糸島市において、成年後見制度利用に至っていない理由としては、

① 成年後見制度そのものを知らない。

② 成年後見制度は聞いたことがあるが、財産のある人が利用するもので、資産が少ない自分は利用する必要がない。

③ 高額と思われる成年後見人に支払うお金がない。

④ 身近なところに子や兄弟が住んでおり、必要な時は頼ることができるからまだ必要ない。

⑤ 今は元気でいるし、もし具合が悪くなっても、その時は子供たちが面倒を見てくれる筈（自分も親を見てきたから、子も私を見てくれる。）

などが主なものとして考えられます。

上記①は啓発不足ですし、②と③については、成年後見制度や内容の正しい情報の啓発、周知が必要です。

また④、⑤についても、今後は子供の数も少ないうえ、就職等で遠くで暮らしているなど、社会や家族の在り方は大きく変化しており、超高齢社会になっていく中で、今後も自分らしく生活していくためには、どうすれ

ばよいのか、今一度考える必要があります。

例えば、私が将来どのように過ごしたいかを考えてみたときに、『生まれ育ったこの土地で、この家で、近所の人と交流を持ててできるだけ長く過ごしたい。身体・判断能力が低下したときは、介護保険の在宅サービスなどを利用しながら今の状況を保ち、自分らしく過ごしたい』と思っても、判断能力が不十分になってくると、一人では生活できにくくなってしまいます。近所の人々が心配され、子供たちに連絡を取ろうとされるでしょう。もし、連絡がとれなければ、困ってしまい、地域包括支援センターや市に相談されることになるでしょう。

このような時に頼りになるのが、成年後見制度です。市（市長）は、後見開始申立てを行い、後見人等が選任されるのを待ちます。しかし、この間は介護保険や障害福祉サービスの利用や医療機関の入退院の利用契約を結ぶことができないので、利用する事ができません

ん。

成年後見人が選任されると、安定した暮らしができることとなります。その中でも、身近な地域の人がなってくれる市民後見人であれば、被後見人本人のことを理解し易く、身体的・精神的状況、日ごろの生活状況の把握を行いながら、地域資源も含めた中から必要なサービスの選択を、本人の意思を尊重し、本人に代わって決定してくれま

す。私の父は、元気な時から冗談交じりに、施設や病院には入らん、死ぬときは家が良い、病院で管につながれたくない、火葬は熱いからいやだ、葬式は家でしてくれ、命が縮んでも酒、たばこは吸わせてくれ、お金は・・・など、自分の希望を家族に伝え、常にできる事・できない事を話していたので、私たちは悩むことなく対処することができました。

このことから、私は元気づけなうちに私の信頼する人と任意後見契約を結び、私のしたい事、してもらいたい

事をきちんと伝え、最後まで自分らしく生活できることを望みます。このような制度があることを多くの人が知り、利用できるようにも、市民後見人が増え、活動してもらいたいものです。

成年後見制度を利用する場合に、成年後見人が職務を執行するに際しては、本人の意思を尊重するとともに、本人の心身の状態及び生活の状況に配慮すべき義務を負うことが、法律で定められています。この身上配慮義務を担い得る後見人としては、

① 本人の見守りがきちんと励行できること。(本人、親族、関係者からの情報把握)
② 本人の意思を理解し、その意思に沿った身上監護を実行するための行動力があること。
③ 本人と同じ地域に居住し、その地域の資源(人、機関・団体)を活用し、本人の利益になる身上監護が行えること。

これらを本人目線で考え、地域のネットワークを活用することができ

は、市民後見人です。市民後見人が活動するにあたっては、法人に所属し、法人の支援を受けつつ、チームによる支援が望ましいと考えます。

なぜなら、市民後見人は、権限(代理権)と個人の意思の尊重義務と身上配慮義務等が課されていることから、後見支援組織の指導監督のもと、必要な時に相談協議ができる体制が整っていることで、安心して後見活動ができるものと考えます。

また、地域に住む身近な存在として、本人を見守り、支える役割を担うためにも、市民後見人は、常に地域福祉に関する知識・資源の習得に努める必要があります。

これらのことを心がけ、活動される市民後見人が、私の期待する市民後見人であり、これら市民後見人が、身近なところで活動していくことで、市民後見人制度が周知されていくものと期待します。



コロナ禍における糸島市市民後見人養成研修(フォローアップ研修)修了式の写真

安心サポート熊本 の亡き猿渡理事長 を偲ぶ

安心サポート福岡理事長
森山 彰

一「安心サポート熊本」の理事長、亡き猿渡純雄氏の逝去の悲報を受けたのは、去る十月十三日夕刻でし

た。直接本人から二、三か月前から体調を崩し、一週間ぐらい前には入院すると聞いていましたが、こんなに早く悲報に接するとは予想もしていなかっただけに、大変驚くとともに、深い悲しみに打ちひしがれるのを禁じ得ませんでした。

故人は、平成二十五年に「安心サポート熊本」の理事長に就任し、その後三期連続、四期半ばの現在に至るまで、三代目理事長として誠心誠意「安心サポート熊本」の充実・発展に尽力されました。自治体等から財政支援を受けない独立系NPOは、その運営に大変な苦勞を伴いますが、故人は、忍耐強く、着実に、成年後見制度の利用促進に努め、その活性化を通して、熊本市民とその共生社会の構築に多大の貢献をされました。そのご功績に対し安心サポートネットグループを代表し、深甚なる敬意を表し、衷心より謝意を申し上げます。故人との思い出の中で、際立って光彩を放っているのは、平成二十九年に「安心サポート熊本」の理事長とし

て、本格的な「熊本市民後見人育成研修」を実施した勇氣と頑張りでした。この研修は、一般市民から五十名を公募し、幅広い分野の優れた講師陣によるカリキュラムを編成・実施するもので、大変な労苦と高度のノウハウを必要とします。それを克服して見事な成功を収められました。その研修期間における故人の充実感に満ちた生き活きとした姿は、いつまでも脳裏から離れません。

故人は当法人の十五周年記念誌に「熊本は、福岡の新しいパートナーに成長したか」という題名の随想を寄稿されましたが、安心サポート福岡の理事長とし私も熊本に十分な支援ができたか反省しきりです。

二故人の葬儀は、熊本葬祭場において十月十四日が通夜、翌十五日が本葬でした。コロナ禍の自粛のため、ご霊前に弔辞を捧げられなかったのは残念でしたが、次の文面の弔電を会場で読み上げてもらいました。

「ご主人様のご逝去の報に接し、高齢者、障害者安心サ

ポートネットの全会員を代表して、謹んで哀悼の意を表するとともに、心からご冥福をお祈りいたします。

故人には、NPO法人成年後見安心サポートネット熊本の理事長として長年にわたり成年後見制度の活性化に向け、大いに尽力をされ、地域社会の福祉向上に多大の貢献をされたことに對し心底より敬意と謝意を表します。故人の遺志は、安心サポートネットグループの全会員が引き継ぎ、更に発展させてまいりますので、天国から見守り、励ましていただければ、と思います。いつも、温和で、優しい人柄を偲びつつ、悲しい

お別れをいたします。

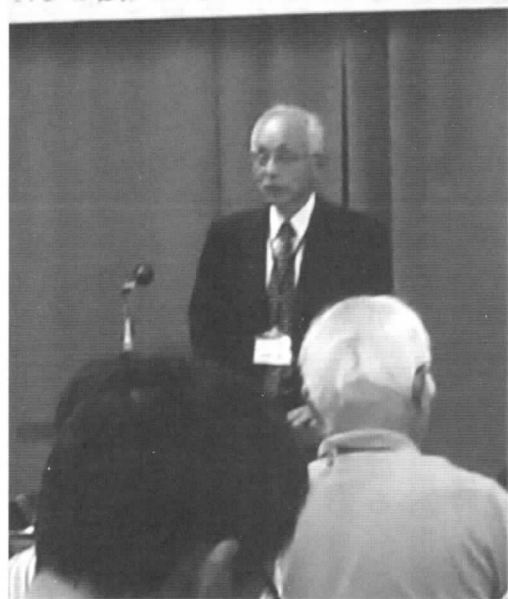
喪主様をはじめ、ご遺族の皆様におかれましては、ご落胆もいかばかりかと存じますが、どうぞご自愛ください。」

そして、通夜・本葬の式場には、安心サポート福岡の全会員や役員一同、後見実務研究会の全会員、安心サポート生活理事長、更には安心サポート熊本の花が添えられ、本葬では当法人関係者の弔電が読まれました。

このように、故人の業績を称え、また、ご夫人や二人のご子息の皆様が、故人について末長く誇りと尊敬の念を持ち続けることのでき

後見人育成研修

NPO法人 成年後見安心サポート



る葬送ができたことで、故人への最大の表敬ができたと思いました。



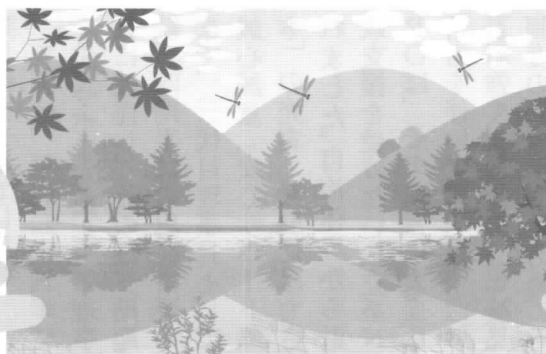
令和二年度
「任意後見委任者の
方々との親睦会」。
「福岡・熊本合同
歩こう会」の開催中止
について

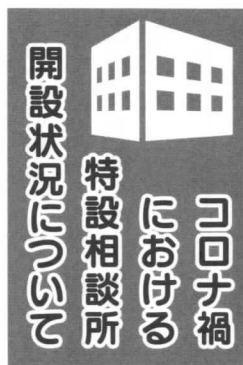
(一) 任意後見委任者の方々との親睦会は、平成二十六年以降、毎年開催されてきましたが、今年度は、ちようど新型コロナウイルスの第二波感染防止のため、いわゆる「三密」を避けた新生活が求められていたときでしたので、諸般の事情を考慮して、残念ながら中止とされました。

(二) 平成二十二年に安心サポートネット熊本が創設されたのを機に、両法

人間の親睦と交流を図る目的で、平成二十四年度から、毎年、開催されてきた「福岡・熊本合同歩こう会」も、今般のコロナ禍の中で、中止となり残念でした。

来年こそは、楽しい合同懇親会が開催されることを期待したいと思います。





相談体制の充実、当法人の重要課題の一つであるところ、昨今のコロナ感染拡大の脅威のなか、相談会場の閉鎖により、しばらく休止状態にありました。コロナ問題が少しずつ収まってきたことを受け、開催可能な会場から、いわゆる「三密」を避けた対策を十分採った上で、再開されました。直近の一二月の開設状況についてお伝えします。

糸島市の十一月十七日開催の相談会ではこれまでの最高一〇名の相談がありました。筑紫野市では回覧板周知方式による相談再開により、十一月二十日の相談会では十七件の相談を受けました。

また、久留米地区では、相談再開後毎回五件程度の相談事件を受けていますが、初めて受任事件を処理しました。

した。

このように、相談会開催を心待ちにしておられる地域住民の方々の気持ちを受け、当法人としても、コロナ禍の中ではありますが、頑張らなければならぬという思いを持ち、勇気づけられているところです。



相談・学びのコーナー

後見制度支援預金について

(総務部 樋口)

質問 私は、被後見人Aの職務担当者ですが、先日、家庭裁判所から、Aの預貯金額が高額となったため、「後見制度支援預金」をするよう指示を受けました。これはどのような制度でしょうか。

回答

一 「後見制度支援預金」とは、被後見人Aの預貯金額

が一、二〇〇万円を超える場合、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭については、特定の金融機関(信託銀行に限らない)に「後見制度支援預金」として別口座で預金する取扱いで、当該口座への入出金や口座解約をする場合には、あらかじめ裁判所が発行する指示書が必要とする仕組みです。

二 この制度の創設については、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき定められた「同基本計画」(平成二十九年三月二十四日閣議決定)を受けて検討された「同基本計画に係る中間検証報告書」(令和二年三月十七日付報告書)の三(1)において、「不正防止の徹底と利用しやすさの調和」の観点から、「後見制度支援信託」に並立、代替する新たな方策として「後見制度支援預金」の仕組みが提案されたこと、そして、この制度は後見制度支援信託と異なり、身近な金融機関でも導入が比較的容易であるというメリットがあること、

そして、親族後見人の適切な選任にも資すること等から、金融機関において、更に導入を進めていくことが期待されること等の内容が報告書に記載されています。

三 本問では、高額預貯金を有する被後見人Aについて、裁判所から「後見制度支援預金」が勧められたものですが、金融機関に対する手続きには、やはり面倒なものがあり、金融機関によっては、別途、手続費用が掛かる場合もあります。

当法人では、不正防止の点について厳しい内部指導監督体制を採っていますので、この制度を利用するメリットは低いと考えていますが、国の指導方針の下での本制度の運用については、弁護士、司法書士等のいわゆる専門職後見人を含む全後見人がその対象とされていることから、被後見人の財産保護の観点からは、やむをえない手続きと言えます。そこで、当法人は、「支援預金」の仕組みを受け入れました。

なお、家庭裁判所から後見制度支援預金についての

協力要請を受けた場合は、速やかに本部業務部又は筑紫出張所あてご連絡いただき、具体的な手続きについてご相談ください。



会員・

支援者の広場

回想

正会員(第3回生) 中山千住

安心サポートネットの会員資格を得て、すでに一〇春。当時としてはまだ広く世に周知されていない成年後見人という言葉に新鮮味を感じ、六十の手習いとして、自然なままに受け入れた気がします。

会員入会後、早速、どのチームに入会するか迷っていたところ、既会員から親切な誘導もあり、プロジェクトチームである死後事務処理研究会に入会しました。後にこの会は、NPO法人死後事務・安心サポートネットに事業の態様を改編し、まさに塞翁が馬の小型版でしようか、私が代表に任じられて今日に至っています。当時は衆前では禁句であるとした死という文言を名称の前面に表示しているのが、いささか奇異に感じられました。

三回生からも一人また一人と職務担当者として活躍されていたところ、しばらくして、私も職務担当者に任ぜられ、少しばかりわくわくしたものでした。禁煙外来に通院することは後見業務にあたるのか、また、信書の取り扱いやサラ金業者との対応はどうすべきかなどなど自身では分かるべくもないので、森山理事長に指導を仰ぐのが常でした。

最初に支援した方は、施設入居者で基礎疾患のある

方でしたが、薬石・支援の効なく、残念ながら一年半後に死後事務処理を経験することとなりました。現在は、自宅で自立して生活している方の成年被後見人と任意後見委任者を一人ずつ担当しています。

数年前に、筑紫出張所で二年弱ほど業務処理職員として勤める機会がありました。この期間は、他の職務担当者の後見事務報告書の点検・確認の他に、相談会の補助業務。更には、遺産分割協議や遺言執行業務の一端を初めて経験したことで、後見業務の知識を深めるとともに、被後見人に向かい合う姿勢を改めて考える機会を与えてくれました。後見業務は、家族や施設等からも助勢を得ながら、最初まで本人の意思決定を支援し実現させることですが、途中息切れしてしまう時もあります。森山理事長の熱血あふれる後見研に毎月参加することで、この長丁場に堪える意志を奮い起こしてくれています。のんびり暮らしていきたいの思いは叶わなかったのですが、

安心サポートネットの会員となつて、自身が生きがいのある有意義な生活を送ることができています。真に感謝に堪えません。

皆さんとともに一緒になつて更なる後見制度の利用促進に邁進していきましよう。



ブーメラン効果

正会員 古川 隆雄

政府は団塊の世代が七五歳以上となる五年後を目途に「地域包括ケアシステム」の構築の強化を目指した「我が事・丸ごと」の包括支援体制を整備し、関係機関との連携による地域生活課題の解決を図ろうとしているが、空念仏とならぬことを期待したい。

これは一年九か月の間に当法人の筑紫出張所で、来所された会員及び相談者の方々にかかる事務処理に携わり、私が抱いた所感です。

当法人には三つの軸を柱とする安心サポートネットの文化があります。それは一 市民後見人としての自己研鑽・鍛錬。

二 支え合いによる共生社会の実現。

三 ニーズの把握とスピード感による適切な対応です。

同所内では当法人が受任した法定・任意後見人等の職務担当者の皆様が被後見人等に対し理事長と相談・協議しながら、本人の意思の尊重と尊厳の保持に努め、日夜奮闘されている。また現在抱える悩みや将来の不安に備え、最善の解決策を求め、駆け込み寺さながら来所される相談者に対し、理事長自ら本人に寄り添い、その意向を汲み取り、指示や助言を行つていきます。時には福祉関係機関等との連携が必要な事案もあり、それら機関等に対して一定の措置を勧奨し協力を求め、その解決案が迅速に図れることがあります。

しかし一方では、法定後見にかかる市町村申立ての協力要請に対し、担当者の

情熱は感じるものの、事案の経験不足から多大な時間を要し、その間にも相談者が不測の事態に陥らないかヤキモキすることがあります。

また、家裁への後見開始申立後、その進捗状況の問合せにおいて、人事異動による担当者間の事務処理の引継ぎ不足が判明することもあります。これらの事例以外にも含め、このようなことが起こる大きな事由は、「我が事・丸ごと」の理念の定着が関係機関等に充分図れてないため、連携する方々の当事者意識の濃淡が事務処理に露呈しているのではないかと思量します。と同時に、関係機関との事例は「他人事」でなく「我が事」として頂門の一針となり、改めて安心サポートネット文化の意義の再認識と共に、ブーメランの如く私に跳ね返ってきた。「我が事・丸ごと」の理念が関係機関等に定着するには、時間がかかることは仕方のない面がある。残る五年間でこの理念が浸透・定着し、地域共生社会が実現することを期待したい。

初めて職務担当者を体験して感じたこと

第四期生 前田 多賀子

長寿化社会になり、これから何歳まで生きるのかわからないが、想像を超えた老後を迎えるのではないかと漠然とした不安を抱えていた頃、たまたま市民後見人養成研修の募集案内を目にし、即座に応募しました。

後見人制度について、最初は深く考えもせず、判断能力がなくなった人の金銭管理を行うのか位と思っていました。研修を受けたと、身上保護重視の後見こそが、これからの成年後見制度に求められるということ学びました。

実際には、どの様なことをするのだろうかと思っていました。被後見人本人がどうしたいのかを聞いて、それに寄り添った支援を行うという、いわゆる本人による意思決定の支援を行うことでした。

今回、任意後見契約移行型の職務担当者として、初

めて、後見事務を受け持つことになりました。委任者は八〇代後半の女性で、ご本人はマイホームで一人暮らしをしている方で、これまでは須恵社協の日常生活支援事業の支援を受けられていました。この度、身上と財産の全面的支援が必要となったため、当法人のサポートを申し出られました。

挨拶をして話をしていると、以前の事をよく話され、一人での気ままな生活が一番良いと述べておられました。突然風向きが変わり、「私の状態はどうもない」、「二人で気ままな生活が良い」、「誰の世話にもならない」、「自分で自分のことは出来ています」と、見栄を切っていました。しかし、実際は、デイサービスを週に二回受け、訪問看護師が週に一回来られて、薬の管理を行い、また週に一回、ヘルパーさんが来られ、室内の清掃と日用品の買い物などを行っていました。そんな中、私の職務がスタートし、月に一回の近医受診では、「自分はもうもないのに医

院に行かなくてはいけない」と言われるので、受診日には私が付き添って行くようにしました。

寄り添うためには、先ずはご本人のこれまでの人生の背景を知らなければ、サポートの方法が間違ってしまうことにもなりかねないので、本人との面談では、情報収集を中心にコミュニケーションを図っていました。

半年経って、本人及び理事長に対して定期報告書を書くときに、何をどこまで書かなければならないのかが分からずに戸惑ってしまいました。筑紫出張所が提供してくれた資料を見ながら後見事務処理日誌と収支計算書のデータを一つひとつ入力して定期報告書を作成しました。苦労しながら、まとめる作業をする中で、身上保護とは何かが少しずつ見えてきたように感じています。

で座っておられ、表情も少し明るくなつて私に親近感を持たれてきたように感じます。

福岡には身内がおりないとのこと、今では、私を一番頼りにしていますと言われ、帰りにはハイタッチをして、グッと私の手を握り締めたりしてドアの所まで出てきて、何時までも見送ってくださるようになりました。

ご本人は、現在の病状からして、今後は内服薬の服薬の確認と体調の管理が重要と考え、ご本人に、回復には年齢的に時間がかかるから焦らずに一番良い方法を考えましょうと説明しています。これまでの日常生活サービスだけでは、一人での生活は困難になってきているように感じますが、私としては、出来るだけ安心した生活が出来るように、わかり易い言葉で説明してサポートをしていきたいと思っています。

今後の市民後見人養成研修の実施 予定について

十一月二十六日に開催された第一四四回理事会において、当法人主催の市民後見人育成研修に関し、新型コロナウイルス感染症の推移や、研修会場（大教室）の確保の案件次第であるが、次の事項が出席理事全員により可決承認されましたので、お知らせします。

- 一 宗像市での市民後見人養成研修の実施
令和三年四月当初から実施する。
- 二 福岡市での市民後見人養成研修（第五回）の実施



NPO法人高齢者・障害者安心サポートネット
<http://anshin-net.jp/>
 eメール: 8xv7v4@bma.biglobe.ne.jp